

平成30年第1回

福岡地区水道企業団議会(定例会)議案

福岡地区水道企業団

目 次

- 議案第 1 号 平成29年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案（第 1 号）
- 議案第 2 号 平成30年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案
- 議案第 3 号 福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例案
- 議案第 4 号 福岡地区水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の専決処分について

議案第1号

平成29年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案（第1号）

△印減

（総 則）

第1条 平成29年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

第4項の(1)設備費 事業費「3,299,737千円」を「2,529,984千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	水道用水供給事業収益	12,350,461千円	34,442千円	12,384,903千円
第3項	特別利益	-千円	34,442千円	34,442千円

		支 出		
	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	水道用水供給事業費用	11,457,447千円	△ 86,045千円	11,371,402千円
第1項	営業費用	10,322,885千円	△ 229,968千円	10,092,917千円
第2項	営業外費用	720,992千円	75,039千円	796,031千円
第3項	特別損失	408,570千円	68,884千円	477,454千円

(資本的収入及び支出)

第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「5,838,845千円」を「5,249,317千円」に改める。)

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的収入	1,517,150千円	△ 164,907千円	1,352,243千円	
第1項 国庫補助金	719,499千円	△ 174,062千円	545,437千円	
第2項 出 資 金	748,765千円	△ 4,278千円	744,487千円	
第3項 その他の資本的収入	48,886千円	13,433千円	62,319千円	

		支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的支出	7,355,995千円	△ 754,435千円	6,601,560千円	
第1項 設 備 費	3,299,737千円	△ 769,753千円	2,529,984千円	
第6項 国庫補助金返還金	-千円	15,318千円	15,318千円	

平成30年2月2日提出

福岡地区水道企業団

企業長 諫山 和仁

議案第2号

平成30年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案

(総 則)

第1条 平成30年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 用水供給先 福岡市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、春日那珂川水道企業団、古賀市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、新宮町、宗像地区事務組合、糸島市

2 年間総供給水量 91,567,674 立方メートル

3 一日平均供給水量 250,871 立方メートル

4 主要な建設改良事業

設備費	事業費	2,948,198 千円
-----	-----	--------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道用水供給事業収益		12,567,486 千円
第1項	営 業 収 益		11,238,192 千円
第2項	営 業 外 収 益		1,329,294 千円
		支	出
第1款	水道用水供給事業費用		11,345,228 千円
第1項	営 業 費 用		10,646,621 千円
第2項	営 業 外 費 用		693,607 千円
第3項	予 備 費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,587,005千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	1,281,740 千円
第1項	国 庫 補 助 金	567,302 千円
第2項	出 資 金	691,055 千円
第3項	その他の資本的収入	23,383 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	6,868,745 千円
第1項	設 備 費	2,948,198 千円
第2項	償 還 金	3,911,947 千円
第3項	国庫補助金返還金	3,600 千円
第4項	予 備 費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
五ヶ山ダムの管理に係る負担金	平成31年度から共同施設の存続する期間	千円 共同施設の管理費に1,000分の81.2を乗じた額相当額
牛頸浄水場設備更新工事	平成31年度	404,600
博多区井相田地区下原系送水管布設工事	平成31年度及び平成32年度	1,690,300

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(構成団体からの補助金)

第8条 水源開発施設整備の支払利息にあてるため構成団体から補助を受ける金額は、114,482千円である。

平成30年2月2日提出

福岡地区水道企業団

企業長 諫山 和仁

議案第 3 号

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 2 日

福岡地区水道企業団企業長 諫山 和仁

理由

この条例を提出したのは、平成 29 年 12 月 20 日当企業団職員の派遣元である福岡市において、福岡市職員の給与に関する条例の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、「職員の派遣に関する協定書」の趣旨を踏まえ、当企業団においても同様の改正を行う必要があるによる。

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 48 年福企条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 7 号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、規程で定める職員に対しては支給しない。

第 4 条第 2 項中「扶養手当の支給については」を「前項の扶養親族とは」に改め、「を扶養親族とする」を「をいう」に改め、同項第 2 号中「満」及び「及び孫」を削り、同項第 3 号中「満」を削り、同項第 4 号中「満」を削り、同項第 6 号中「満」を削り、第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

附 則

(施行期日)

1 この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 33 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間は、この条例による改正後の福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 4 条第 1 項ただし書きの規定は適用しない。

議案第 4 号

福岡地区水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の専決処分について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、平成 29 年 12 月 20 日当企業団職員の派遣元である福岡市において、福岡市職員の育児休業等に関する条例が一部改正され、同年 12 月 21 日に施行されたことから、「職員の派遣に関する協定書」の趣旨を踏まえ、当企業団においても同様の改正を行う必要があったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、福岡地区水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように専決処分した。

福岡地区水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

福岡地区水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年福企条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア(イ)中「第 2 条の 3 第 3 号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「(第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日)」を加える。

第 2 条の 3 第 2 号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第 2 条の 4 を第 2 条の 5 とし、第 2 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合)

第 2 条の 4 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 か月から 2 歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日の翌日（当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳 6 か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として企業長が定める場合に該当する場合

第 3 条第 7 号中「こと」の次に「又は第 2 条の 4 の規定に該当すること」を加える。

附 則

この条例は、平成 29 年 12 月 21 日から施行する。

上記について、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 30 年 2 月 2 日

福岡地区水道企業団
企業長 諫山 和仁